

山口県特別支援教育就学奨励費交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）第2条第1項の規定及びその趣旨に基づき山口県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が支弁する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）について、法、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省令第20号）、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定。）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（平成26年4月1日付け文科初第27号。以下「算定要領」という。）及び文部科学省作成の特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ特別支援学校への就学の特殊事業にかんがみ、特別支援学校へ就学する幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費について支弁することとし、もって、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 就学奨励費の支弁対象者は、山口県が設置する特別支援学校の児童等の保護者等とする。

(対象経費及び対象額)

第4条 就学奨励費の対象となる経費及び対象額は、別記1及び別記2に定めるとおりとする。

(必要な資料の提出)

第5条 就学奨励費の支弁を受けようとする者は、別に定める期日までに、特別支援教育に就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（様式第1号）に関係書類を添えて、各学校

の学校長を経由して県教育委員会に提出するものとする。

(支弁区分)

第6条 県教育委員会は、令及び算定要領に基づき保護者等の負担能力の程度に応じ令第2条に規定する区分を決定する。

(1) 第1区分 文部科学大臣が定めるところにより算定した保護者等（法第二条第一項に規定する「保護者等」をいう。以下同じ。）の属する世帯の収入の額（以下「収入額」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の1.5倍未満の場合

(2) 第2区分 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合

(3) 第3区分 収入額が需要額の2.5倍以上の場合

(支給方法)

第7条 就学奨励費は、各学校の学校長が金銭をもって当該学校に就学する児童等の保護者等に支給する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支弁について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記1（第4条関係） 就学奨励費負担金の対象となる経費

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部（専攻科は除く。この項において同じ。）の児童又は生徒に係る経費

対象経費	対象経費の範囲	対象額
1 教科用図書購入費	<p>高等部の生徒に係る第1学年又は第2学年のうちいずれか1の学年における保健体育並びに全学年における保健体育を除く各教科及び当該各教科に属する科目（知的障害者を教育する特別支援学校にあつては、保健体育を除く各教科とする。）を履修するために必要な教科用図書の価額とする。</p>	<p>左に定める教科用図書購入費の全額とする。</p>
2 学校給食費	<p>学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「給食法」という。）第11条第2項及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。以下「特別支援学校給食法」という。）第5条第2項に定める学校給食費の額とする。</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）第2条第1号に掲げる区分（以下「第1区分」という。）に該当する者については、左に定める学校給食費の全額とし、令第2条第2号に掲げる区分（以下「第2区分」という。）に該当する者については、当該経費の半額とする。</p>
3 通学に要する交通費 〔通学費（本人経費）〕	<p>最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額とする。</p>	<p>第1区分に該当する者については、左に定める交通費の全額とし、第2区分に該当する者若しくは令第2条第3号に掲げる区分（以下「第3区分」という。）に該当する児童又は中学部の生徒については、当該経費の半額とする。</p>
4 帰省に要する交通費 〔帰省費（本人経費）〕	<p>学校附設の寄宿舎に居住する者が年間3回以内、最も経済的な通常の経路及び方法により帰省する場合の往復の交通費の額とする。</p>	<p>第1区分に該当する者については、左に定める交通費の全額とし、第2区分に該当する者若しくは第3区分に該当する児</p>

<p>5 付添人の付添いに要する交通費</p> <p>(1)通学に要する経費 〔通学費（付添人経費）〕</p> <p>(2)帰省に要する経費 〔帰省費（付添人経費）〕</p>	<p>小学部第1学年から第3学年までの児童が通学する場合に要する付添人の最も経済的な通常の経路及び方法による付添中の交通費の額とする。</p> <p>学校附設の寄宿舎に居住する児童又は中学部の生徒が年間3回以内帰省する場合に要する付添人の最も経済的な通常の経路及び方法による付添中の交通費の額とする。</p>	<p>童又は中学部の生徒については、当該経費の半額とする。</p> <p>第1区分に該当する小学部第1学年から第3学年までの児童については、左に定める交通費の全額とし、第2区分又は第3区分に該当する上記の者については、当該経費の半額とする。</p> <p>第1区分に該当する者については、左に定める交通費の全額とし、第2区分若しくは第3区分に該当する児童又は中学部の生徒については、当該経費の半額とする。</p>
<p>6 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費</p> <p>(1)寝具購入費</p> <p>(2)日用品等購入費</p> <p>(3)食費</p>	<p>通常必要とする寝具の購入費の額とする。</p> <p>通常必要とする洗面用雑品、通信用品、衣料補修用品、下着類等の購入費の額とする。</p> <p>夏季、冬季及び学年末の休業日を除く期間において、通常支給する1日3回の食事に要する経費（学校給食費を除く。）及び1日1回の間食に要する経費の額とする。ただし、病気その他の特別の事情があると認められる者に対し、休業日に食事又は間食を支給する場合は、これらに要する経費を食費の範囲に加えることができる。</p>	<p>別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する者については、左に定める寝具購入費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。</p> <p>別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する者については、左に定める日用品等購入費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。</p> <p>別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する者については、左に定める食費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。</p>

7 修学旅行費	小学部、中学部又は高等部を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とする。	別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する者については、左に定める修学旅行費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。
8 学用品・通学用品購入費	<p>① 児童又は中学部の生徒が、通常必要とする学用品の購入費の額とする。</p> <p>なお、弱視の児童又は中学部の生徒が授業において使用する拡大教材の購入費は、学用品・通学用品購入費の加算分として支給するものとする。</p> <p>② 児童又は中学部の生徒が、通常必要とする通学用品の購入費の額とする。</p>	別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する者については、左に定める学用品・通学用品購入費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。

別記2（第4条関係） 就学奨励費補助金の対象となる経費

（1）特別支援学校の幼稚部の幼児に係る経費

対象経費	対象経費の範囲	対象額
1 学校給食費	特別支援学校給食法第5条第2項に定める学校給食費の額とする。	第1区分に該当する者については、左に定める学校給食費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。
2 通学に要する交通費〔通学費（本人経費）〕	最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額とする。	左に定める交通費の全額とする。
3 帰省に要する交通費〔帰省費（本人経費）〕	学校附設の寄宿舎に居住する者が年間39回以内、最も経済的な通常の経路及び方法により帰省する場合の往復の交通費の額とする。	左に定める交通費の全額とする。
4 付添人の付添いに要する交通費 (1) 通学に要する交通費〔通学費（付添人経費）〕	通学する場合に要する付添人の最も経済的な通常の経路及び方法による付添中並びに付添いのための交通費の額とする。	左に定める交通費の全額とする。

<p>(2) 帰省に要する交通費〔帰省費（付添人経費）〕</p>	<p>学校附設の寄宿舎に居住する者が年間39回以内帰省する場合に要する付添人の最も経済的な通常の経路及び方法による付添中並びに付添いのための交通費の額とする。</p>	<p>左に定める交通費の全額とする。</p>
<p>5 交流及び共同学習に要する交通費（交流及び共同学習交通費）</p>	<p>学校教育の一環として幼稚園又は特別支援学校の幼児等と共に集団活動を行う場合に必要な交通費の額とする。</p>	<p>第1区分又は第2区分に該当する者については、左に定める交通費の全額とし、第3区分に該当する者については、当該経費の半額とする。</p>
<p>6 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費 (1) 寝具購入費</p>	<p>通常必要とする寝具の購入費の額とする。</p>	<p>別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する者については、左に定める寝具購入費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。</p>
<p>(2) 日用品等購入費</p>	<p>通常必要とする洗面用雑品、通信用品、衣料補修用品、下着類等の購入費の額とする。</p>	<p>別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する者については、左に定める日用品等購入費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。</p>
<p>(3) 食費</p>	<p>夏季、冬季及び学年末の休業日を除く期間において、通常支給する1日3回の食事に必要な経費（学校給食費を除く。）及び1日1回の間食に必要な経費の額とする。ただし、病気その他の特別の事情があると認められる者に対し、休業日に食事又は間食を支給する場合は、これらに必要な経費を食費の範囲に加えることができる。</p>	<p>別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する者については、左に定める食費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。</p>
<p>7 校外活動等参加費（本人経費）</p>	<p>校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。以下同じ。）に参加するために要する経費のうち、校外活動に直接必要な交通費及び見学の額とする。</p>	<p>別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する者については、左に定める校外活動等参加費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。</p>

8 校外活動等参加費（付添人経費）	校外活動に付添う付添人の経費のうち、付添いに直接必要な交通費及び見学料の額とする。	別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する者については、左に定める校外活動等参加費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。
9 学用品・通学用品購入費	① 通常必要とする教育的保育用品の購入費の額とする。 ② 通常必要とする通学用品の購入費の額とする。	別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する者については、左に定める学用品・通学用品購入費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。

(2) 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部（専攻科は除く。）の児童又は生徒に係る経費

対象経費	対象経費の範囲	対象額
1 通学に要する交通費 〔通学費（本人経費）〕	最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額とする。	① 第2区分若しくは第3区分に該当する児童又は中学部の生徒については、左に定める交通費の半額とする。 ② 第2区分に該当する高等部第1学年又は第2学年の生徒については、左に定める交通費の半額とし、第3区分に該当する高等部第1学年又は第2学年については、当該経費の全額とする。
2 帰省に要する交通費 〔帰省費（本人経費）〕	学校附設の寄宿舎に居住する者が年間39回以内、最も経済的な通常の経路及び方法により帰省する場合の往復の交通費の額とする。	① 第1区分に該当する児童又は中学部の生徒については、左に定める交通費から年間3回以内帰省する場合の往復の交通費を除いた

<p>3 付添人の付添いに要する交通費 (1) 通学に要する交通費〔通学費（付添人経費）〕</p>	<p>小学部第1学年から第3学年までの児童、小学部第4学年から高等部までの肢体不自由者である児童若しくは生徒又は小学部第4学年から高等部までの重度・重複障害の児童若しくは生徒が、通学する場合に要する付添人の最も経済的な通常の経路及び方法による付添中並びに付添いのための交通費の額とする。</p>	<p>額とし、第2区分又は第3区分に該当する上記の者については、当該経費から年間3回以内帰省する場合の往復の交通費の半額を除いた額とする。</p> <p>② 第1区分に該当する高等部の生徒に係る経費については、左に定める交通費から年間3回以内帰省する場合の往復の交通費を除いた額とし、第2区分に該当する高等部第1学年又は第2学年の生徒については、当該経費から年間3回以内帰省する場合の往復の交通費の半額を除いた額とし、高等部第3学年の生徒については、当該経費から年間3回以内帰省する場合の往復の交通費の全額及び4回以上帰省する場合の往復の交通費の半額を除いた額とし、第3区分に該当する高等部第1学年又は第2学年の生徒については、当該経費の全額とする。</p> <p>① 第1区分に該当する小学部第1学年から第3学年までの児童については、左に定める交通費のうち、付添中の交通費を除いた額とし、第2区分及び第3区分に該当する上記の者については、当該経費のうち、付添中の交通費の半額を除いた額とする。</p>
--	---	---

<p>(2) 帰省に要する交通費 〔帰省費（付添人経費）〕</p>	<p>学校附設の寄宿舎に居住する児童若しくは中学部の生徒、高等部の肢体不自由者である生徒又は高等部の重度・重複障害の生徒が年間39回以内帰省する場合に要する付添人の最も経済的な通常の経路及び方法による付添中並びに付添いのための往復の交通費の額とする。</p>	<p>② 小学部第4学年から中学部までの肢体不自由者である児童若しくは生徒又は小学部第4学年から中学部までの重度・重複障害の児童若しくは生徒については、左に定める交通費の全額とする。</p> <p>③ 第1区分に該当する高等部の肢体不自由者である生徒又は高等部の重度・重複障害の生徒については、左に定める交通費の全額とし、第2区分に該当する高等部第1学年若しくは第2学年の肢体不自由者である生徒又は高等部第1学年若しくは第2学年の重度・重複障害の生徒については、当該経費の全額とし、高等部第3学年の肢体不自由者である生徒又は高等部第3学年の重度・重複障害の生徒については、当該経費の半額とし、第3区分に該当する高等部第1学年若しくは第2学年の肢体不自由者である生徒又は高等部第1学年若しくは第2学年の重度・重複障害の生徒については、当該経費の全額とする。</p> <p>① 第1区分に該当する児童又は中学部の生徒については、左に定める交通費から年間3回以内帰省する場合に要する付添人の付添中の交通費を除いた額と</p>
---------------------------------------	---	---

<p>4 職場実習に要する交通費 (職場実習交通費)</p>	<p>中学部又は高等部の教育課程に従い学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費の額とする。</p>	<p>し、第2区分又は第3区分に該当する上記の者については、当該経費から年間3回以内帰省する場合に要する付添人の付添中の交通費の半額を除いた額とする。</p> <p>② 第1区分に該当する高等部の肢体不自由者である生徒又は高等部の重度・重複障害の生徒については、左に定める交通費の全額とし、第2区分に該当する高等部第1学年若しくは第2学年の肢体不自由者である生徒又は高等部第1学年若しくは第2学年の重度・重複障害の生徒については、当該経費の全額とし、高等部第3学年の肢体不自由者である生徒又は高等部第3学年の重度・重複障害の生徒については、当該経費の半額とし、第3区分に該当する高等部第1学年若しくは第2学年の肢体不自由者である生徒及び高等部第1学年若しくは第2学年の重度・重複障害の生徒については、当該経費の全額とする。</p> <p>① 第1区分又は第2区分に該当する中学部の生徒については、左に定める交通費の全額とし、第3区分に該当する中学部の生徒については、当該経費の半額とする。</p>
------------------------------------	--	--

<p>5 交流及び共同学習に要する交通費 (交流及び共同学習交通費)</p>	<p>学校教育の一環として小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒等と共に集団活動を行う場合に必要な交通費の額とする。</p>	<p>② 第1区分に該当する高等部の生徒又は第2区分に該当する高等部第1学年若しくは第2学年の生徒については、左に定める交通費の全額とし、第2区分に該当する高等部第3学年の生徒又は第3区分に該当する高等部第1学年若しくは第2学年の生徒については、当該経費の半額とする。</p> <p>① 第1区分若しくは第2区分に該当する児童又は中学部の生徒については、左に定める交通費の全額とし、第3区分に該当する児童又は中学部の生徒については、当該経費の半額とする。</p> <p>② 第1区分に該当する高等部の生徒又は第2区分に該当する高等部第1学年若しくは第2学年の生徒については、左に定める交通費の全額とし、第2区分に該当する高等部第3学年の生徒又は第3区分に該当する高等部第1学年若しくは第2学年の生徒については、当該経費の半額とする。</p>
<p>6 修学旅行費(付添人経費)</p>	<p>肢体不自由者である児童若しくは生徒又は重度・重複障害の児童若しくは生徒が、小学部、中学部又は高等部を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に付添う付添人の経費のうち、付添いに直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とする。</p>	<p>別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する肢体不自由者である児童若しくは生徒又は重度・重複障害の児童若しくは生徒については、</p>

<p>7 校外活動等参加費（本人経費）</p>	<p>① 学校行事として実施される校外活動に参加するために要する経費のうち、校外活動に直接必要な交通費及び見学料の額とする。</p> <p>② 学校行事として実施される宿泊を伴う生活訓練に参加するために要する経費のうち、宿泊生活訓練に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とする。</p>	<p>左に定める修学旅行の付添いに必要な経費の全額とし、第2区分に該当する上記の者については、当該経費の半額とする。</p> <p>別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する者については、左に定める校外活動等参加費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。</p>
<p>8 校外活動等参加費（付添人経費）</p>	<p>① 学校行事として実施される校外活動に付添う付添人の経費のうち、小学部第1学年から第3学年までの児童、小学部第4学年から高等部までの肢体不自由者である児童若しくは生徒又は小学部第4学年から高等部までの重度・重複障害の児童若しくは生徒の付添いに直接必要な交通費及び見学料の額とする。</p> <p>② 学校行事として実施される宿泊を伴う生活訓練に付添う付添人の経費のうち、小学部第1学年から第3学年までの児童、小学部第4学年から高等部までの肢体不自由者である児童若しくは生徒又は小学部第4学年から高等部までの重度・重複障害の児童若しくは生徒の付添いに直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とする。</p>	<p>別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する小学部第1学年から第3学年までの児童、小学部第4学年から高等部までの肢体不自由者である児童若しくは生徒又は小学部第4学年から高等部までの重度・重複障害の児童若しくは生徒については、左に定める校外活動等参加費の全額とし、第2区分に該当する上記の者については、当該経費の半額とする。</p>
<p>9 職場実習宿泊費</p>	<p>高等部の教育課程に従い学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の宿泊費の額とする。</p>	<p>別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する者については、左に定める宿泊費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。</p>
<p>10 学用品・通学用品購入費</p>	<p>① 高等部の生徒が通常必要とする学用品の購入費の額とする。</p> <p>なお、下記の経費は、学用品・通学用品購入費の加算分として支給するものとする。</p>	<p>別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する者については、左に定める学用品・通学用品購入費の全額とし、第</p>

<p>1 1 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費</p>	<p>ア 音声教材費 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部（本科保健医療科）の生徒については、専門教科「保健医療」において採択された教科用図書を原本として音声化した教材であって、当該教科用図書とともに使用し得るものの購入費</p> <p>イ ICT機器購入費 高等部第1学年又は第2学年の生徒が学用品として使用するICT機器の購入費</p> <p>② 高等部の生徒が通常必要とする通学用品の購入費の額とする。</p> <p>新たに入学する児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品の購入費の額とする。</p>	<p>2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。</p> <p>ただし、①イのICT機器購入費については、別途通知する限度額の範囲内で、支弁区分に関わらず、当該経費の全額とする。</p> <p>別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する者については、左に定める新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。</p>
-------------------------------	--	---

(3) 特別支援学校の高等部（専攻科に限る。）の生徒に係る経費

対象経費	対象経費の範囲	対象額
1 教科用図書購入費	教育課程に従い教科を履修する上に必要な教科用図書の価額とする。	左に定める教科用図書購入費の全額とする。
2 学校給食費	特別支援学校給食法第5条第2項に定める学校給食費の額とする。	第1区分に該当する者については、左に定める学校給食費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。
3 通学に要する交通費〔通学費（本人経費）〕	最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額とする。	第1区分に該当する者については、左に定める交通費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。

<p>4 帰省に要する交通費 〔帰省費（本人経費）〕</p>	<p>学校附設の寄宿舎に居住する者が年間39回以内、最も経済的な通常の経路及び方法により帰省する場合の往復の交通費の額とする。</p>	<p>第1区分に該当する者については、左に定める交通費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。</p>
<p>5 付添人の付添いに要する交通費 (1) 通学に要する交通費〔通学費（付添人経費）〕</p>	<p>肢体不自由者である生徒又は重度・重複障害の生徒が通学する場合に要する付添人の最も経済的な通常の経路及び方法による付添中並びに付添いのための交通費の額とする。</p>	<p>第1区分に該当する肢体不自由者である生徒又は重度・重複障害の生徒については、左に定める交通費の全額とし、第2区分に該当する上記の者については、当該経費の半額とする。</p>
<p>(2) 帰省に要する交通費〔帰省費（付添人経費）〕</p>	<p>学校附設の寄宿舎に居住する肢体不自由者である生徒又は重度・重複障害の生徒が年間39回以内帰省する場合に要する付添人の最も経済的な通常の経路及び方法による付添中並びに付添いのための往復の交通費の額とする。</p>	<p>第1区分に該当する肢体不自由者である生徒又は重度・重複障害の生徒については、左に定める交通費の全額とし、第2区分に該当する上記の者については、当該経費の半額とする。</p>
<p>6 職場実習に要する交通費（職場実習交通費）</p>	<p>教育課程に従い、学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費の額とする。</p>	<p>第1区分に該当する者については、左に定める交通費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。</p>
<p>7 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費 (1) 日用品等購入費</p>	<p>通常必要とする洗面用雑品、通信用品、衣料補修用品、下着類等の購入費の額とする。</p>	<p>別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する者については、左に定める日用品等購入費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。</p>
<p>(2) 食費</p>	<p>夏季、冬季及び学年末の休業日を除く期間において、通常支給する1日3回の食事に関する経費（学校給食費を除く。）及び1日1回の間食に要する経費の額とする。ただし、</p>	<p>別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する者については、左に定める食費の全額と</p>

<p>8 職場実習宿泊費</p>	<p>病気その他の特別の事情があると認められる者に対し、休業日に食事又は間食を支給する場合は、これらに要する経費を食費の範囲に加えることができる。</p> <p>教育課程に従い学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の宿泊費の額とする。</p>	<p>し、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。</p> <p>別途通知する限度額の範囲内で、第1区分に該当する者については、左に定める宿泊費の全額とし、第2区分に該当する者については、当該経費の半額とする。</p>
------------------	---	--

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調査書

保護者等氏名		住所 〒		児童・生徒氏名		学校名、学年 (特別支援学級名) 等		※都道府県の地区区分 (II) 地域の級地区分 (1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 3-1, 3-2)		整理番号) No. 学校長 認 印	
印		() 電話		世帯の状況 (前年12月末日現在)		職業・在学学校名・学年 (特別支援学級通学の有無)		額 等			
世帯の収入状況		氏名		生年月日 (満年齢)		教育扶助基準		生活扶助基準			
所得控除前の		所得金額		円		通学費		第1類 ※		第2類 ※	
所得控除		退職所得金額		円		学校給食費 ※		期末一時扶助費 ※		f (基準額)	
		山林所得金額		円		基準額 ※				g (地区別冬季加算額)	
		計		A						h ※	
所得控除		社会保険料		円						住宅扶助基準	
		生命保険料		円						i 需要額 ※	
		地震保険料		円						(a~hの合計)	
		計		B							
所得額 (A-B)		C		円						収入額 ※	
所得月額 (C×1/12)		D		円						需要額 ※	
障害者加算控除 (保護基準により算定)		E		円						F/i =	
収入額 (D-E)		F		円		a ※		b ※		c ※	
						d ※		e ※		※	
通学費明細		(通学費を要した者ごとに記入すること)		特記事項		支弁区分		□ I 段階 (令第2条第1号該当)		□ II 段階 (令第2条第2号該当)	
								□ III 段階 (令第2条第3号該当)			

(注) 1. 支弁区分欄は、収入額が需要額の1.5倍未満の者はI段階、1.5倍以上2.5倍未満の者はII段階、2.5倍以上の者はIII段階とする。
 2. 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。
 3. 整理番号は個人別支給台帳の番号と合わせること。

収入額・需要額調書の記入上の注意事項

I 保護者等の記入上の注意

1. この書類は、就学奨励費の支給を受けるために必要なものです。正確にありのままを記入してください。
2. ※の付してある欄は、保護者等が記入する必要はありません。
3. 保護者等氏名欄に、記名押印又は署名（必ず本人が自署）をすること。
4. 住所については、この調書を提出するときの住所とし、前の年の12月31日の住所と異なる場合は（ ）内に前の年の12月31日の住所を記入してください。
5. 世帯の収入状況の欄は、同一生計世帯の世帯員全員の収入状況について記入することとなります。
記入する金額は、本年度納付することとなった、都道府県民税、市町村民税の課税の基礎となった所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除等）を控除する前の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とし、課税のときに控除された社会保険料、生命保険料及び地震保険料の額を記入します。
6. 世帯の状況の欄は、前の年の12月31日現在の世帯の状況を記入します。
したがって、「年令」、「在学学校名、学年（特別支援学級通学の有無）等」欄も前の年の12月31日現在の状況により記入することとなります。
なお、在学学校名等は次の例により記入すること。
〇〇県立〇〇特別支援学校小学部第1学年
〇〇町立〇〇小学校第2学年A組（特別支援学級に通学）
〇〇村立〇〇中学校第3学年A組
7. 「通学費」の欄は、小学校、中学校の特別支援学級等又は特別支援学校の小学部・中学部に就学していた児童・生徒が前の年の4月から今年の3月までに実際にかかった交通費（付添いに要する交通費は含まない）の額に1/12を乗じた額（円未満四捨五入）を記入してください。
8. 次の証明書を添付すること。
 - (1) 収入に関し、記載内容を証明する市町村の証明書及び在学する学校から指示される書類
 - (2) 児童福祉施設等又は指定療育機関（国・公立の病院等）に入っている児童等の保護者等がこの書類を提出する場合は、
 - 教育費についての措置費を受けていない旨の施設の長等の証明書（措置されていない経費名が記入されたもの）
 - 指定療育機関で療育の給付を受けていない旨の機関の長等の証明書（措置されていない経費名が記入されたもの）

II 学校又は教育委員会の記入上の注意

1. 「都道府県の地区別区分」、「地域の級地区分」欄は保護者等の住所により、生活保護法による保護の基準に示す区分に従って、該当するものに○を付すること。
2. 「教育扶助基準」欄の「学校給食費」及び「基準額」については、それぞれ小学校、中学校又は特別支援学校の小学部・中学部についてのみ記入すること。
3. 「生活扶助基準」欄の「第1類」、「期末一時扶助費」は、同一生計世帯の世帯員全員について、個人ごとに記入し、「第2類」及び「住宅扶助基準」欄は持家、借家を問わず世帯ごとに記入すること。
4. $\frac{\text{収入額}}{\text{需要額}} \left(\frac{F}{i} \right)$ は、切り捨てにより小数点以下第二位まで求めること。